

第8回松原市図書館適正配置等検討委員会 議事録

平成24年2月24日（金）午前10時～

松原市役所 502会議室

<出席者> 足立委員長、西田副委員長、藤野委員、砂山委員、巽委員、前田委員、登委員、
福岡委員、事務局5名

○（委員長） それじゃ、定刻となりましたので、第8回の松原市図書館適正配置等検討委員会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員が6名なんですが、後からすぐにお二人が出席になるということで、出席委員、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

きょうの会議録なんですが、これは福岡委員でよろしいですか。お願いしたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。それじゃ、よろしく願いいたします。

では、早速、本日の議事に入っていきたいと思うんですが、前回は総合計画における図書館の位置づけとか、あるいは新しい図書館ネットワークをつくる上でのその「テーマ」の設定、それから中央図書館を整備していく上で求められている機能とかサービス、こういったことについて各委員の活発な御意見をちょうだいしたわけですが、今日は図書館運営方法について審議したい、そこに焦点を一つ絞ってお話を、議論をしていきたいというふうに考えております。

運営方法というか、マネジメントになりますと、もう一つ、私はピンとこないので、専門がちよつと離れたりしますからあれなんですが、それぞれの立場のところから御意見をちょうだいできればというふうに思っております。

まず、事務局のほうから資料を用意していただいておりますので、そちらの説明のほう、よろしく願いいたします。

○（事務局） おはようございます。今、お手元にお配りしました資料を見ていただけたらと思います。

まず、1枚モノで次第、それと各市の中央図書館の状況とA4の1枚モノでございます。それとあと、管理運営についてという、これは資料の2の1、2ということで、2枚になっております。それと、松原市の今検討委員会の平成23年度のまとめという両面刷りの4枚。

本日使用します資料については以上でございます。お手元に揃っておられましたら、よろしく願いいたします。

では、続きで、本日の資料として、まず最初に、各市の中央図書館の状況と同時に管理運営について、一緒に御説明させていただいたほうがいかなと思っております。担当から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○（事務局） おはようございます。まずA4横の資料1と書いてある、各市中央図書館の状況のほうを説明させていただきます。座って説明させていただきます。

これにつきましては、前回、他市の中央館ですね、どれぐらいの規模、どんなものがあるんでしょうかという、ちょっと調べていただきたいという御意見をいただきました中で調べてみました。大阪府内で人口が10万人から20万人の都市と、あとそれから中部9市と申しまして、富田林、河内長野、羽曳野、藤井寺、柏原、八尾、大阪狭山、東大阪、それから松原ですね。この9市が近くの市ということで、その分をピックアップいたしました。

資料としましては、この表の下に書いてあります「日本の図書館 統計と名簿2010」、それから「大阪公共図書館協会会報 大阪府内公共図書館奉仕状況平成22年度」の集計結果が出ておりました。それから「2010大阪の公共図書館要覧」というこの3つの資料から引っ張ってまいりました。

斜線になってあるところは、例えば富田林市であれば、「うち開架」というのが斜線になっておるんですが、これにつきましてはデータが得られなかった。それから、富田林につきましては、蔵書冊数が館ごとで表示されている資料がありませんでした。この29万9,000冊というのは合わせた冊数であるという形になります。

あと富田林や羽曳野、それから東大阪ですね、和泉もそうですね。複数の図書館を書いてあるのですが、これにつきましては、規模的に中央館に匹敵するものが2つあるとか、それから新しく図書館がふえてそちらのほうがむしろ大きい図書館になっている、そういうふうな場合に2つ出させていただきました。

大体規模的に言えば、延べ床面積が松原市民松原図書館で1,551平米であるのに対して、小さいものであれば松原の半分ぐらいのところもあるんですが、大きいところは河内長野のように3,900と、倍以上のところもあります。

蔵書冊数につきましても、松原よりも少ないところ、柏原でありましたら松原よりも10万冊程度少ないんですが、例えば河内長野はやはり40万冊であるとか、箕面市も30万冊を超えると、東大阪もそうですね、32万冊という形で大きいところから小さいところまであるようです。

そのうち開架というのになりましたら、松原が8万5,000冊に対してほとんどのところがこれが10万冊以上という3桁の数字になっております。

というところから見て、松原図書館は現状ではその開架の部分が少ないという印象です。

貸出冊数につきましては、松原よりも大きい数字になっているところが大半であるというところから、現状の松原図書館は、利用が必ずしも多くないという状況になっているのがわかります。

開館日数につきましては、松原が288日というのに対して富田林とか藤井寺はほぼ同等、東大阪もそうですね、八尾、柏原、その辺はよく似た数字になっておるんですが、300を超えるところ、羽曳野、大阪狭山、河内長野、それから和泉、守口もですね、大東もそうですか、この辺が300を超えております。松原は基本毎週月曜日が休みになりますが、そうでないところは、例えば月に1回だけ休みがありますよとか、そういう形になっているようです。

あと、創立年月は、松原は昭和55年ということですが、これにつきましては、新しいところもあれば古いところもあるという中で、やはり古いところは比較的面積が小さく手狭な印象を受けるのかなというところでございます。

館数につきましては従前から議論でも出ておりますように、松原は非常に多いということになっております。

運営形態につきましては、松原は直営です。それから、羽曳野でしたら、この羽曳野市中央図書館と綾南の森については直営なんです、その他の分館につきましては委託です。大阪狭山市は指定管理です。和泉につきましても指定管理。それから泉佐野は夜間の窓口を委託しているようです。守口につきましては、図書館の単独の建物ではなくて生涯学習情報センターというこの施設全体を一つの指定管理業者が見ているという形になっています。大東市につきましては指定管理という形になっております。

規模、運営形態等さまざまですが、おおむね指定管理のところは、開館日数が多いという傾向があるかと思われま。

資料1につきましては以上です。

続きまして、資料2のほうを説明させていただきたいと思ひます。

前回、資料として指定管理制度についてご説明いたしましたが、やっぱり指定管理というのはイメージが恐らくぴんと来ないのではないのかというところもありまして、管理運営方法についてもっと簡単にまとめてみました。

まず、直営は今の松原図書館の形態なんです、もちろんこれは市町村によってそのまま職員が運営管理をするという形になります。この場合は、実際の管理運営の業務も市の職員等が行いますし、何かあったときのその施設の管理上の責任というのも当然市に帰属するものであります。

2番目の業務委託というのは、責任は市が持ったまま、例えば、窓口業務につきましては委託業者に委託しますよという形になりますね。私法上の契約という形になるそうです。

業務内容につきましても、この場合は請け負った業者がこういう業務をやりますという形で決めるのではなくて、あくまでも仕様書に基づいて、市のほうが示した仕様書に基づいた契約によってその業者がそれを忠実に実行するという形になりますので、責任は基本的には市のほうに残ります。

指定管理者制度というのは、これ管理代行というそうなんですけれども、あらかじめ市の条例で業務の範囲を定めまして、その中で指定管理者、これ議会の議決を経ないと指定管理者の決定というのはいけません、指定管理者になったところがその業務を行うという形になりますね。

ここにありますように、管理運営の権限は指定管理者が持つ、要は業務の範囲はあらかじめ決められているんですが、その中でどういう運営をするかという部分については、その指定管理者の裁量になる部分です。

ただ、最終的には市に帰属しますよという形になります。

あと業務の内容が指定管理者の裁量にあるということですので、例えば図書館は本を貸すのには料金を取れないんですが、その他のサービスについては、条例で定める範囲で料金設定というのをその指定管理者が決めることが可能だそうです。

一般的には3年ないし5年ぐらいの複数年での指定管理契約というのが行われているようです。

最後4番目、市場化テストというのがあります。市場化テストというのは一応ここに並べて書いた

んですが、多少ちょっと概念が異なりまして、要は官、市町村であるとか国とか、そういう官と民です、どちらがこの業務を行うのがふさわしいのかどうかテストしてみましようということなんです。手法としましては、官の側がこの業務についてはこういう形の業務を行います。これだけのお金がかかりますというのを提示します。民のほうもこの業務についてはこれだけのサービスを実施します。それにはこれぐらいのお金がかかりますというような企画書のようなものをお互いに出し合いまして、その上で入札を行う。官と民で入札をする。官も入札の一業者として参加するようなイメージになります。

一般的にはそこでは、いわゆる入札というのは値段だけを見ての入札というイメージがあるんですが、ここではその業務のサービスの内容も含めた入札になります。ここに官民競争入札制度（総合評価方式）により選択という形で書かせていただいています。

ですから、民間が行った場合は、ある程度民間業者のほうからその業務の内容の提案もある中での契約になりますので、民間がおとした場合は実質的な指定管理に近い形になるのかなという理解をしていただければいいのかなと思います。

あと、指定管理のときにちょっと言い忘れたんですが、補足なんですけれども、通常、指定管理のその業務の範囲を決める中で、ある一定の仕様書というものが出てくるんですが、その仕様書につきましても、当然その指定管理業者が工夫できる、裁量を与えるという部分もありますので、業務の内容の大ざっぱなその項目だけを挙げるというのが一般的なようです。

それで、資料2のところと一緒にホッチキスでとめておるんですが、これは大阪府内の府下の図書館で指定管理や窓口委託、市場化ですと行っているところというのを一応一覽で上げさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○（委員長） ありがとうございます。今、先ほど中央図書館ですね、各市の中央図書館の状況、人口10万人から20万人程度のこの近辺に市町村、市の図書館の状況とそれから管理運営方法についてという説明があったわけですが、何かこれについて御質問とか、あるいは御意見、まずございませんでしょうか。

○（委員） よろしいでしょうか。ちょっとさっきの質問、資料1の説明のところちょっと気になったんですけれども、羽曳野にある分館を委託ってどういうやり方をやっているんですかね。直営の図書館は要は持っているわけですよね、市が。で、分館だけ委託ということはできるんですか。

○（事務局） できると思います。分館は規模も小さいわけですね。実際のカウンター業務がもうほとんどですね。その部分について委託しますと。本の発注であるとか、そういう部分は中央館で行っている業務になるかなとは思いますが、そういう部分はこの羽曳野でありましたら、今はこの羽曳野市中央図書館というところで行っているようです。

ですから、その出先としてその対市民の窓口の部分ですね、であるとか借りてきた本を本棚に戻すとか、あとそれから予約があればそれを預かってそれをシステム上、処理するとか、そういう部分だけをやっているということですね。表から見えない部分はやってないという形になるのかなと思います。

- (委員長) うちの大学も一緒ですよ。同じやり方ですよ。
- (事務局) 羽曳野さん自体はもうつい最近の話なんです。それまではもうずっと直営でされていて、ここ去年ぐらいかな、ちょっとそういうふうなことを始めますというふうにお話を伺っています。まだ1年ですが、簡単に申し上げれば、返却とかそういうふうな窓口業務ですね、貸し出し、返却、リクエストも多分受けるとは思いますけども、そういうふうな窓口業務を委託している、こういうことですね。
- (委員) もう一点確認なんですけれども、指定管理者制度ですと、事務局がいわゆる民間の人になるわけですね。そうですね。業務委託の場合ってというのは、事務局はこちらって感じで考えられるわけですね。
- (委員長) 今現在指定管理をしている市町村が狭山、この表で見ますと狭山、和泉、守口、大東ですか、このあたりです。
- それぞれに恐らくこれ直営であろうが業務委託、指定管理者制度、あるいは市場化テスト、これ市場化テストというのはちょっと違うんですね、これは、ニュアンスが。要するに官民を競合させる、競争させようというねらいが強いんですね。
- (事務局) 指定管理とか委託というのはその運営方法ですけども、市場化テストというのはその運営方法をどうするべきかというための手法。(「手法ですよ、これは」「そのような感じですね」と呼ぶ者あり)
- で、恐らくどれにもメリット、デメリットがあるように思うんです。その中で、例えばこれ狭山とか和泉市、こういう指定管理者制度を受け入れている市町村から何かメリット、デメリット、メリットなんかをお聞きになってますでしょうか。
- 要するにこれ弾力性のある、柔軟性のある施設運営をしていくんだというのが恐らくこういう民営化の、民営化というか、多分ひとつのねらいだとは思いますが、我々もちょっといろいろと調べて、これが文科省の委託で行った「図書館、博物館として管理者制度に関する調査研究報告書」なんですけど、まだ読んでもないんです、私、目も通していないんですけども、それから21年度なんですけど、大阪府の市町村振興協会というのが、「今図書館がやるべきこと」というような、こういう報告書を出してまして、そんな中にもぱらぱらとめくっているとこの指定管理者制度のメリット、デメリットみたいなものがわりと指摘されています。確かにサービス向上とかそういうところはあるんですけども、1番目につくのはそのやはり単年度の契約なので人材育成が本当にできるのかどうかというようなこと、それから場当たりの運営というか、になってしまいがちなんじゃないかとか、そういうデメリットはこう指摘されていたように思います。
- (事務局) すいません、まず業務委託のほうの、一般的に言われているメリットとデメリットなんですけれども、まずメリットとしては、人件費の大幅な削減ということがあります。それは委託される図書館のほとんどが低賃金で短期間で非正規職員であるということですね。で、そのまた柔軟な職員の配置ができますので、夜間開館ですとか祝日開館ですとか、あるいは開館日とか開館時間の拡大がしやすくなる、こういうことがよく言われています。

これに対してデメリットなんですけれども、業務委託の場合は職業安定法という法律によりまして、市の職員が直接その委託の職員に指図する、指示するということが禁じられていますので、何か図書館の中でこうしてほしい、こうしたいと思っても直接の指示というのはできないんです。そのために図書館サービスの一体性が失われて利用者対応とか問題発生の際に機敏で柔軟な対応ができないというようなことが言われています。その点で非効率で余分なコストが生まれるというようなことが言われています。

業務委託は契約の年数が1年のものや3年のもの、その契約の形態はいろいろなんですけれども、コストを下げようとしてますと単年度の契約になっているところがあるんです。で、短い場合も1年ということになれば、職員がころころかわっていくというような問題点もあるかと思っています。

○(委員) これ指定管理を細かく、直営から指定管理したときからどういうふうに変化したかが、そういうのがごつつう大事やから。直営のときはこうやったけども指定管理したらこっだけその利用者がふえたよとか、そういったことがこれあるんでしょうか。例えば、これ大東とか和泉。

○(事務局) まだその実際に直接その市町村行って指定管理の内容というふうな話の中で、実際指定管理というのはやっぱりその都度その都度評価を報告するというふうな業務っていうんですかね、内容も入っておりますので、だからそういうふうな評価の中で、以前からこの検討委員会の議論がありましたように、どうしても貸出冊数とかいうところにメインを置いてしまっている。だからその指定管理業者を受けたらどこで評価されるんやというところの問題で、いわゆる貸出冊数をとりあえず上げないかんというところの問題で評価されていく。

で、もう一点は、そういう市民のニーズというのはどういう把握をしているのかということ、それとやっぱり市民サービスをどっだけ向上させたとか、どういうイベントを、どういう企画したとかいう、自ら立てられるような企画とかそういうような判断も評価の対象になる。いわゆる総合評価をされておるといふようには聞いてますけれども、なかなかちょっとそこまで今うちの事務局のほうではどこの市のどの部分でどういう評価があるかということ、まだ調べてません。

ただ、この表で簡単に申し上げると、まずその指定管理すると必ず開館時間とか開館日数、これについては指定管理業者のほうから延長をしたい、こういう形の中で開館日数なり開館時間は延びてくる。これは両者に対してある一定のサービスの向上という利便性を図ることが行われておるといふのは、これを見ていただいてもそうです。

ですが、河内長野さん、羽曳野さんは指定管理者制度ではなく、同じように、実際直営でも324日というような、ほとんどかわらない日数と、どちらも8時まで開けておられる。だから、指定管理やからどうの、直営だからどうのというわけじゃなくって。「やろうと思えばできる」と呼ぶ者あり)

○(委員) 私、今おっしゃったことでちょっと思うんですけれども、貸出冊数を入れる方法というのは、単純に言うと、ベストセラーの複本を置くということだと思っただけなんですよね、同じ本を。それでございにはなりますけれども、やはりここの指定管理者制度に書いてあるように、3～5年の複数年契約という形で契約になるっていう形に考えますと、今言った数値目標、そればかりになりますので、図書館が昔から違って、歩いていける図書館とかそういうことにはならないと思うんですよね。要は

方針が貫けない、それが指定管理者制度の最大の弱点だと思うんですね。

で、事務局も民間なので、要はその数値を上げること、「数値に走ってしまう」と呼ぶ者あり）
そうですね。

- （委員） 一般に美術館とか博物館とか、例えば金沢の21世紀の何かある、ふうにぱっと上がったとか、そういうことで、そういう美術館、博物館というのは割と何ちゅうのかな、どうかお客さんをふやさないけない、夜もやらないといけないということで、割と指定管理したら何かちょっと目立ったことができてるね。

図書館確かに難しいなど、お金とるわけじゃないし。（その辺は難しい」と呼ぶ者あり）

- （委員長） 図書館というものに対してこういうマネジメントのあり方がふさわしいかどうか。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）

- （事務局） 今、委員がおっしゃってたところが、まさにその図書館の指定管理の大きな2本の議論の点なんです、図書館は図書館法というのがありますように、本を貸すことでお金がとれないんですね。という中で、指定管理を請け負いましたという中で、貸出冊数がふえればその分業務量がふえるんですよ。となれば、その分、マンパワーというのにも必要になってきますというところで、むしろコストはふえるにもかかわらず、実績を上げるにはコストがふえる、でも収益がふえないという形になってくるんですね。指定管理の業者さんはどこでその利益を出すかということ。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

ただ、そういうことを指定管理の業者に聞いたところでその答えを教えてくれるものでもなく、（発言する者あり）以前、だれがおっしゃってたこういう資料ですね。僕もいくつか目を通したのですが、その中でやっぱりそういう御指摘をされている方もおられました。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

- （委員） これ、今お話聞かせてもろて思ったのが、やっぱり開館日数は指定管理者にしたらふえてますよというのは、データとして見えるんですけど、僕個人的には開架冊数ってあるでしょう。それに対しての貸出冊数を見ると、松原市の開架冊数と貸出冊数に比べて、例えば藤井寺から東大阪、大東とこう見ていくと、同じ開架数でも貸出冊数の多いところね。横へ、それをじゃあどれで見るとか思いうて横を見ていくと、市内の館数ってありますやんか。それがその中央図書館っばいか複数館数の少ないところが確かに中央館の回転数言うか、貸出冊数多いんですよ。松原なんかは逆に市内館数多いから中央図書館の貸出冊数の回転率というのかな、低く評価が出るような気がして、一概にその指定管理者がどうのこうので開架数に対しての貸出冊数がふえてる減ってる言うよりは、全体の館数によって散っている部分ってあるん違うかなと思って、だから、こないやって今回、市内館数も書いていただくと資料として見えるんですけど、この市内館数なしに中央館数だけの善し悪しと言われたら、何やら松原の中央図書館って回転率低いなしか見えへんから、いやそうじゃないですよと、分館でその分ほかで回転が上がっているところがあるというのが、やっぱりほかの比べてはるところってこんだけ市内館数のカウント上がっているところ少ないよね。一番下の箕面市さんぐらいでしょう、6館まで行っていて回転率が高いのは。

そうやって見ると、今おっしゃったように、貸出冊数で一定の評価をするときには総トータルの数の館数でないと見えへんのと違うかって、ね。中央図書館だけの回転数をどうのこうの言うとなら、ちょっと分館持つてはるところかわいそうやもんね。

○(委員長) そうですね、これで見ますとね。

○(委員) そういうのが言えてくることがええことやと思うね、こうやって書いてもらおうと。それと、さっき言うてはるやっぱり指定管理者の制度がそういう文化事業というかね、図書館業務に対してそぐうかという話になるとおっしゃっている部分で難しい部分を持っているね。

だから、言うてはるように、サービスを向上するためには回転数が上がりますよと、それは手間暇がかかりますよと、人件費もかかりますよと。また手間暇かけることでイコール金もかかってサービスが向上してというジレンマに陥るわけやな。(「そうなんです」と呼ぶ者あり)

それから先は、言うてはる指定管理者制度がそぐうかそぐわへんかいうのを含めて、松原市がどういう図書館をイメージするかということでしょう。(「そうですね」と呼ぶ者あり)

やっぱり見てて思うの、開館日数が多いから回転数が上がりましたというような連動性でもないようなものもあるしですね。利便性としてはうれしいけど、じゃあそれが結果として貸出冊数に連動したのかって、どうもそう見えてけえへんような気がして。(「そうですね、御指摘のとおりですね」と呼ぶ者あり)

だから、空間スペースを共用しましょう、図書館として貸出冊数だけじゃなしにそのいこいの場的な部分を業務サービスとして提供しましょうという話で言えば、貸出冊数と営業時間が連動してない部分のサービスをどうとらえるかというのがああると思うね、評価としてね。それは見えにくいですが、これだけ見るとね。

○(委員) このデータだけ見ると、ちょっと私気になったの、この藤井寺の場合なんですけれども、面積はこの松原よりも大きいですよ。それに対して開架冊数というのは少ない、それでいて人口に対して貸出冊数こちら以上にとってますよね。

で、築年月を考えると同じぐらいですよ、56年。こういったところはものすごく参考になるんじゃないかなと、ちょっと思ったりもしました。

○(事務局) 藤井寺さん、この面積自体に、1階のそのシュラについての展示ルームがあるんです。で、これ藤井寺さんの、シュラということを全面的にうたっておられるんで、図書館が2階で多分3分の2ぐらいしか面積がないんかなと、あとは自習室というのがございまして。

うちの図書館とほぼ同じような開架8万冊ということで非常に集約されているような、開架スペースもそうですし、よく似たような閲覧スペースでしたね。

○(委員) 開館時間とかを見ても同じような形ですよ。

○(事務局) この当時の建て方というか、そんなような、開館というよりはどちらかという開架スペースが狭いなという、私らもちょっと寄せてもらったときそういうことをお話させてもらうことが多いですね。

○(委員長) 守口なんかはこれも、要するに生涯学習情報センターの中にあるんですね。

- （事務局） そうですね、守口市は大阪府下で唯一その図書館法に基づかない図書館と。
- （委員長） ああ、そうなんですか。
- （事務局） 私が聞いている範囲では大きな企業がちょっとお手伝いをさせていただいて、そういうような複合施設も兼ねて市のほうに御協力をしていただいたというふうには聞いております。
- （委員長） かといってこれ貸出冊数が多いわけじゃないでしょうね。
- （委員） そうですね。
- （委員長） 開館日数は330日で多いんですけどね。指定管理でやっておいて。
- （事務局） まあここに指定管理っていう形で載せさせていただいた市町村でかなり指定管理がウエイトを占めているかなというふうに思はるんですけども、実際大阪府下はここに載っていない市町村はほとんど直営なんです。一番その資料の右のほうにつけさせていただいた資料を見ただくとわかると思うんですけども、指定管理という形で実際やっているのが大阪狭山、大東、和泉、摂津、守口ということで、今、大阪府下ではこの5市が実際指定管理をとっておられます。あとは直営がほとんどです。
- （委員） 例えば、大東とかこれはね、別に図書館だけ指定管理したんじゃないしに、その市の方針として、例えば公民館とかそういったほかの施設も指定管理にしているんですよ。だから、ちょっとその辺でその図書館やから指定管理したというんじゃないしに、一体的な、総合的な、それでさっき私が言った、例えば、博物館とか、例えば大東だったら大東市立歴史民俗資料館というのがあった。今まで市だったんです。だからそれを指定管理にしたもんやから、その指定管理からプロパーの、私らの仲間ですけれども、羽曳野の文化財におった文化プロジェクトみたいなやつが行っているいろんなことをやっておるとか、そういう市の一つの方針でもあるわけなんです。
- （事務局） 今、委員の方からそういう御意見をいただいたので、私の知っている範囲のお話をさせていただくと、大阪狭山市さんもそういう経過を踏まえております。近隣の市町村で言えば。ただ、その指定管理を導入する段階ではやはりふさわしいかふさわしくないかというふうな検討されているという形の結果、図書館として指定管理を導入すると。市の全体の方向性としては指定管理を導入していけるものはしていけるという形の方向性はあったと、それはいったんそういう中で図書館としてどうやというふうな検討は踏まえておると。
- （委員長） これ指定管理にしたときに、要するに人件費が浮かせて経費削減、節減できるというのは、そういうのはひとつのメリットはあるんでしょうけれども、それだけにそのそういう民間の管理会社の場合、正規雇用がどれぐらいしているんでしょうね。要するにそこら辺で削減していかないと。
- （事務局） 指定管理の業者の雇用形態というんですかね。ほとんど非正規雇用です。（「非正規雇用ですよ」と呼ぶ者あり）
 であるために、離職率が高くて一つの報告では大体離職率が高くてその続かなくなるというのがあります。受託業者によれば離職率は年に2割と。（「2割」と呼ぶ者あり）
 ということは、1年の契約の中で働く人の2割が離職するんです。2割以上が離職するんです。
- （委員長） そんな状況で図書館という専門性も必要なところで、そういう形態が合うのかどうかで

すね。

○(事務局) ですから、単に図書館で貸し借りのびっぴってやるだけでしたらそれでも差し支えないんでしょうけれども、例えばボランティアの方とのつながりの中でやっていく事業であるとか、その辺についてはどうなるかなというものは思わないでもないですし。

○(委員長) 今、松原で、要するに松原が直営でやられているわけですね、職員、それから嘱託、アルバイトもおられるんですかね。そんな中で何か支障が出ているんですか。

○(事務局) 今、委員長のほうから御指摘というか御質問がありましたので、今現時点で報告をさせていただくと、職員17名が在籍しております。再任用2名、嘱託9名でアルバイト、パートを含めますとパート、アルバイトで18名いただいております。

そのような中で、分館運営を、以前も御説明したように、嘱託とアルバイト2名という形をとっております。

だから、先ほどちょっと指定管理とか委託については、いわゆる経費削減につながるというところの問題と、今現在、非正規化を図っているということ、行財政改革の中で松原市も一つのテーマとして図書館も行いました。その中でやはり今サービスを充実していくんやというところで、司書の資格を持った職員をアルバイト、嘱託等を含めて採用しておりますので、そういう点においては十分松原市の目指す図書館行政、図書館事業がしていっているというふうには、私は思っております。

だから、今現時点、直営でやっておる中でも、松原市としてそういうふうな人件費の削減とか経費の削減には努めておるという状況の中で、本来、指定管理を導入するのか委託に行くのかというふうな議論がこれからなされていくというふうに、私は理解をしています。

○(委員長) 今の段階でも効率化を図るような努力はずっとされていると。そういう中でこれからどうするかということなんですが、これは本当に市民へのサービスとか図書館、松原市がどんな図書館にしていくのか、そういうこととすごくかかわってくるような気がしますけれども、ですから、今すぐここで結論が出るような問題ではなくて、今後の状況に応じてそういう形態も変わっていく、検討していく必要があれば検討していくことが出てくるんじゃないかなとは思うんですけれども。

地域ボランティアなんかされている、そっちの方面からどうですか。今の松原の。

○(委員) 今、ボランティアでやらせてもらっているんですけど、やっぱり職員さんは確かにおられるんですけど、若い職員さんが採用は全然なくて、やめていかれたらそのまま採用なしでずっと行かれていますから、今は嘱託の方、アルバイトの方で賄っていかけてますけど、これからどんどん年がいくにつれて職員さんがいない状況になっていくんじゃないかなという心配はしています。どうなんでしょう。

○(委員) 言うてはる世代交代がスムーズに行くかということ、減った分だけふえてへんから、人数的にもそうなんですけどもレベル的にもそうなんですよ。エキスパートで30年の人が抜けて次が30年のエキスパート来るかと言うたらゼロが来るわけやから、そこで行政サービスのレベルが下がらんように維持するのにどうしようという話がまずあって、さっきおっしゃってるボランティアの方々を含めて、これは図書館も含めて教育行政をどうとらまえるかということと思うんですよ。指定管理者言

うのは選ぶ権利を行使するわけやから、自分らで育てようという気じゃないわけですね、根本的に言えば。でも、今おっしゃっているボランティアでやっていた方、図書館周辺でお手伝いしていただいている方というのは、みんなで図書館を盛り上げましょうということで、図書館つくろうとしてきているわけね。分館の多いところは特にそうやと思うんです。まちの図書館にならんがために地域で育てようとしてきていて、それは教育全体でも同じやと思うね。大阪の教育はみんなで、地域で盛り上げましょうときている中で、いやいや選んだらいいやんかという発想はちょっとそこはそぐわないのでは。

だから、その折衷案で、指定管理者の、例えば窓口業務だけとか、できるところからやりましょうというのと、いや安いところで選ぶというのとで言ったら、今後、ボランティアの方の立ち位置もかわってくると思うんですね。指定管理者さんがやらはるんやったら私らどうしたらいいんですか。今やったら愚痴聞きもってでも一緒にしましょうかという発言が。（「不満はありながらもね」と呼ぶ者あり）

○（委員） いやいや、今はもうすごくよくしてもらってます、本当に。でも、私たちも一生懸命やっているんですけど、何かやっぱり若い方がいないからこの後どうなるんやという心配がすごくあって、指定管理の件に関しては本当に今、大阪狭山市の話聞いていても、今はかわったところだから指定管理の人も頑張ってるやって、図書館の雰囲気もすごくよくなっていい感じだけど、やっぱり3年後、また業者がかわったときにどうなっているかわからへんし、だからかわったときはやっぱり雰囲気はよくなって、今までの図書館とは違うっていうのはわかるけど、やっぱりどんどんかわっていくから、長い目で見ていくとどうなるかなというのはよくおっしゃっています。（「そうでしょうね」と呼ぶ者あり）

○（委員） だから、やっぱり松原が歩いていける図書館を今までもくろんできた中には、みんなで育てましょうというのがあって、支えてきている部分があるから、それを片っ方に置いて指定管理者に切りかえましょうかという話はそぐいにくいね。

○（委員長） だから、そこはやっぱり図書館のこのテーマともつながってくると思いますね。松原の図書館をどうするんだというテーマ。

○（委員） だから、そこをクリアせんことには話にならない。（発言する者あり）

前回だれか言うたときに、松原の図書館をどういうイメージに持っていくか言うのは、経営理念と一緒に、哲学思想の話ですよ。図書館の効率以前の問題で、松原の図書館はどうあるべき姿をイメージするかの中に、みんなで育てようというんだったら育てるほうを持っていったらいいし、歩いていけるところへポイントをこう入れるんだったら持っていったらいいし、でも一館集中で指定者管理でという効率だけで言ったら、いやそれは今までの図書館経営とちょっと2歩も3歩も距離感あるん違いますかというのは、今の現状と思うんですよ。そっから後はどう折り合いをつけていくことやから。ただ、遠いと思うね。

今言うてはる指定管理者に持っていく1館がある、中央図書館だけの市と分館も抱えている中で、言うたら護送船団でやってきているわけやから、その枝葉を指定管理に持っていくのと中央を指定管理に持っていくのは根本的にボランティアの立ち位置もかわるもんね。

だから、今の段階で言うたらボランティアの方が不安がらないような説明をちゃんとしてやらんとあかんと思うね。ここ何年間でどうなるかは別にして、あてにしていますよということはやっぱり伝えていかないと、私らそのうちに指定管理になったらどうなるんやろうなという不安を感じていたら氣いようできへんね。

○(事務局) 貴重な御意見ありがとうございます。部長が答えにくいので私のほうから、簡単に、事務局として答えさせていただくと、確かに今現時点では職員の採用がありません。新規採用をしていただけてないというか、もちろんこれからやはり今の、委員おっしゃったように、技術の継承、それと松原市が歩んできたこのいわゆる培ってきたそういう市民サービス、図書館として地域ボランティア等のかかわりの中で、どのようなネットワークづくりをしてきたんやというのを、やはり職場で働きながら実体験を持っているもんでないと、これいきなり採用されてゼロからスタートして意味がわからない。

だから、今松原市全体の話をしていただいたら、かなり職員も入れかわってきていると。で、新採もしていかないといけない、職員数も減ってきて。その中でやはり予算的な問題はあろうかと思えますけども、そういうふうな人材育成も含めた期間もいるので、何人かは採用していただきたいということは、近い将来その指定管理とか委託とか直営とかいう問題も含めての話なんですけれど、そういう話はしていきたいと思っております。

それと、委員にいつもお世話になっておるんですけれども、そういうような団体さん、活動を一緒にこうしていただいている団体さんとの関係、これやはりもっと充実していかないといけないと思ってるんで、職員が少なくなれば少なくなるほどどうしても市民との協働、団体さんとのそういうふうな地域ボランティアさんとの協働を図っていく必要があるかと思っております。

私が、指定管理になっておられる和泉市さんを訪問させていただいたときにどうしてもそのあたりが、先ほども言いましたように、実績を上げる上においてはボランティアとのかかわりというのがもう一つうまくかかわれないのかなというふうなニュアンス的なお話も、ボランティアの話その事務局さんにするとなかなかいい答えが返ってこないっていうのがありましたんで、和泉さんもまだスタートされたばかりなので、そのあたりどうされていくんかというのはやっぱり課題なのかなというふうには思っております。

大阪狭山市さんは指定管理をされておられます。ただ、その中で地域の取り組みとかそういうところもやはりボランティアさんを通じてやっていかないとという意識は持っておられます。また、河内長野市さん自体も指定管理にという話が当然ありました。ですが、そういう話の中で、実際自分たちも直営でできるんやというところで、この開館日数、開館時間とか、そういうところをクリアされていったのかなというふうには、事務局さんはおっしゃってました。

今これからの松原市のこの検討委員会のほうで方向性として出していただくにあたり、どういうようなことが危惧されてどういうふうな検討が必要なのかということ、私たち事務局のほうに御提示していただきたいと。

○(委員) いろんなケースがあると思うんですよね。ケースバイケースと言うたらその場のぎだと

言われる可能性もあるんですけど、今の松原市の現状、先ほども委員もおっしゃいましたけども、ことし80数名が退職と早期退職、やめていきます。その中で、今まで1200~1300人おったのも800ぐらいの人数、職員になってきておると。

この間、先ほどもちょっと部長会があって、今一般的にこちらが言われているのは、引き継ぎちゃんとしなさいと、ちょっと余談の話になりますけど、やっぱり世代がかなりかわってくるんですよ。今まである程度団塊の世代の中で塊があったんですが、今回もかなりやめていった中で、今までの蓄積、どこの職場でもそうなんですけれども、蓄積されたノウハウも消えてしまうということも考えられる、まあ、完全には消えないんですよ。公務員というのはある程度、脈々と続いておりますんで、一定の今までの経過の中で、やっぱり考え方とかおろしてなかったら、例えば、きのうまで部長やってはった人がやめはって、それできのうまで課長で、その部長と課長のコミュニケーションがとれてなかったら、もうそこで切れてしまうんですよ。

それで、不思議なもので、民間でもそうですけど、行政サイドもそうですけども、例えば私と事務局がありますけど、事務局と一緒に、要は同じように動いておれば話は続いていく。で、部長と事務局が別々のことをやって、けんかとかそういうんじゃなくて別々の動きをとってたら消えてしまうんですよ。

それで、部長が持っている問題と事務局が持っている問題が全部が共通だ、そうじゃないですね。どこでもそうなんです。

だから、いろんなケース、先ほども話がありましたけど、僕は何が言いたいかと言ったら、直営でもいろんな流れもあるし、逆に指定管理でもいろんな流れがある。窓口委託いろんな流れがある。それから、それぞれのええところ悪いところ当然あるわけで、直営やからすべてベストか言うたら、僕はちょっと違うんちゃうかなと思ってる面があります。

いろんな面をやっぱり総合的にどういうふうな形で勘案していたら一番ええのやと。それが先ほども行きつくところについては全部で8館あるなかで、どんな形でどういうふうに持って行って、その直営のよさも生かしていけて、それで、先ほどもボランティアさんとの関係の中で、これはほんまの地域のネットワーク以外にないんですよ。

で、それをどのように生かしていけたらいいのかなちゅうのは、この間、きょうで8回目になりますけども、かなりいろんなポイントが、皆さんおっしゃってくれてありますので、僕はおもしろいかなと思ってますんで、ただちょっと皆さん、先入観を持ってほしくないのは、直営やからええんやというのは、ちょっと僕は避けてほしいなと。だから、やっぱり直営でも絶対デメリットある、極端なことを言うたら職員の管理も今言われてますのは、ずっと同じことしているわけですよ。ある係員は去年と同じ起案、その前と同じ起案ってずっとやっていて、今一番私が言われているのは、これ去年と同じやと、変えろやと。

これ公務員というのはおかしなもので、つぶすいうのはなかなかできないけど、今までやってきたこと、例えば、AいうのをやっていたやつをそれをAダッシュにはできるんですよ。それをBにはかえれない、なかなか。それにはいろんな団体さんとかしがらみもあり、なかなか難しい。そこをすば

っと切るというのも、ある面、おもしろい展開もあるのかなと、これ想像だけの話ですけどね。

○（委員長） ありがとうございます。非常に貴重な。

○（委員） ひとつ指定管理者はそんなに歴史がないということの中で、この後どんなふうな形でかわってくるのかというのも一つあるのかなと思ったり、だからいろんな制度ということの中で、今委員が言わはったような形で、内容として考えていくというのは、一つの選択肢としては持っておく。ですから、自分のところでやるのが絶対のものではないという感覚は持っておいたほうがいいかなというの。（「それはそうですね」と呼ぶ者あり）

それと、その制度も内容としてかわってくるわけですから、その制度自身も否定してしまつたらさき何もないので、内容としては考えていく必要があるのかなと。その制度の運用の仕方、やり方なりその考え方というのかわると思いますので、それを含めてやっていく必要があるのかなと思います。

○（委員長） ありがとうございます。

○（委員） これ、さきにその言うてはったように、地域ボランティアの協働って言うでしょう。で、今協働というのは協力の「協」、労働の「働」、一緒に汗流すという意味の協働という字を使うんやけど、今の話の流れで言うと、例えば、その行政サイドの足りないところを補ってもらったらいというようなボランティアはないと思うんよね。応援団的なボランティアという位置で言うと、そこ指定管理者さんがどう付き合えるかというのはまだまだわかりにくいところあるんですよ。

だから、役所サイドで今見えている、例えばそのキャリア不足であるとか引き継ぐ相手が見つかりにくい想定であるとか、これはどこの世代交代でもあることやねんけど、市民協働言うときの市民の立ち位置も考慮に入れてその片っ方で制度をどう取り扱うかという話をしておかないと、取り残される心配というんじゃないけど不安になるわけやな。

御苦労さんです、ようやってくれてはります、おおきにの一言があれば1年持つところが、片っ方で指定管理ならないといけないと言うてたら、私らどうなるのやろうと言うのが寂しいやんな、そのどっかで話が聞こえないと。

そこらがやっぱりその市民協働という限り、同時進行じゃないけど、タイムリーに聞こえる情報は聞こえるようにしておかないと、何ちゅうのかな、今まで応援していただいている人の熱が冷めんように続けていかないかんと思うね。一番これはそういうことやと思うんです。でも勝手にしいやと言われたら身もふたもない話やな。

○（委員） 私もすばっと切られてしまつて、でももう指定管理者、どこが入るかわからへんけど、入ったところそんなん要りませんって言われたら、私らはいらなくなるし、で、手伝えと言われてもこの部屋貸すのもお金出して借りてくださいとか言われてもすごく困りますし、すごくそうですね、指定管理者制度になるとちょっと不安です。

○（委員） だから、今の時点ではそういう不安を払拭したらなあかんねん。なるならんじゃなしに、なつたときの不安だけがさきに一人歩きしてもしょうがないんやから、そのときはそのときでまかしてください、大丈夫ですと言うといてくれたほうが安心やから、ね。今まで歩いて。

○（委員長） そうですね。市民からも愛され、市民から利用され、市民と一緒に歩いていくような、

そういう図書館。そこから松原を好きになってくれる子供たちを育てていく。いろんな機能があると思うんですが。

○(委員) でもやっぱりこうずっとやっている人が、ずっと続けていくのが大事で、ころころころやっぱりかわられてしまうと、せっかくなじんできたのにまた違う人やっていたらそれこそ市民にはなじまないかなと思うんですが。

○(事務局) 一般的にはその指定管理、大体長くて5年ですから。そのときのいわゆる更新とかいうところで、今言う人の変化というのは、その運営自体もその業者が変わるとかわってしまうって、ところがこの制度であります。

ただ、指定管理者制度、先ほど委員からもありましたように、まだ始まって実績がもうそろそろ5年たって更新、3年たって更新という市町村があらわれてきてますんで。

○(委員長) あれ和泉市の場合、私は覚えていると思うんですが、最初、新しいニュータウンができて、あのあたりに図書館も何もなくて、新しく入居された方々の中に図書館をつくる会というようなものができて、そのお母さん方がものすごく積極的に働きかけて、でこちら側に、かつては和泉府中のほうですか、あちらのほうにあったのが和泉中央のほうにできて、ただその後、指定管理になってから、その人たちの存在が全く見えてこないんですよ。(「そうですね」と呼ぶ者あり) せっかく市民の盛り上がりによってずっとこうでき上がったことはでき上がったんですが、その後のその市民とのふれあいとかサポート、サポート体制みたいなもの、協働体制みたいなものが余り見えてこないなというふうに思うんですけど、そこら辺やっぱりしっかりしておかないと。

この件についてはまだまだ利用者のニーズとかいろんなものがかわっていきますし、松原市の図書館はどうするのかということとも関連してまいりますので、今後引き続き検討というのは必要ですし、慎重な審議を重ねていかないといけないと思うんですけども、何かさらにまだ御意見とかございますか。

○(委員) ちょっと本題からはずれるんですけども、先ほどの2番目の業務委託の件についてなんですけれども、業務委託をするのと、例えば派遣社員という形で雇うのとは違うんですか。何かそこら辺もよくわからないんですが。派遣社員を雇った場合というのも、職業安定法とかになるんですよね。

○(事務局) 数年前に新聞等で偽装請負とかそういう単語がいろいろと出た時期があったわけですけども、そういうような扱いになってくるんで、委託というのは市が委託する場合は市とその委託業者との関係になりますので、その委託で来ている人に対して、我々が直接指示するというのはできないんです。それを偽装請負じゃないんですかと言われてるんですね。

派遣というのはそうではなくって、派遣会社からその職員が何々の業務をするのに派遣されてくるので、その場合はその我々が指示しているわけです。その違いが出てくると思います。

○(事務局) 基本的に申し上げれば、例えば、わかりやすく言えば、掃除をしていただいているんで、この机をふいてという話の中で、仕様書に書いてなかったらそれをできないんですよ。だから、細かい仕様書の中で業務委託を考えていかないといけない。直接その職員さんに指示をできない。それ

がその仕様書の中にどっかに入っておれば指示ができるんですけど。

だから、そういうような問題でひとつ会社を、本来ならその偽装請負というのが、先ほど事務局から申し上げたように、いったん会社にそういう話をして、会社から命令を下せるというのがひとつあるのかなと、そういうふうな問題も一つあるんです。

○（事務局） ただ、現実には、そしたら会社に電話してそこをふいてくれと、そんなのできませんので、例えば、その10人単位で委託業者の人が来ている職場があるとします。その場合でしたら、その中にその業務責任者というのを1人置きまして、現場監督ですね、いわゆる。その人がその会社の代表としてここに来てますよという立場におりますので、その人を通して指示してもらおうと、そういう形になるのが現実かなと思います。

○（事務局） その形態によってちょっといろいろと変わってくるというのがあります。

○（委員長） 大学とか業務委託、特に語学の先生なんか業務委託が多いんですけども、業務委託でやっていく場合とそれから個人的にだれかの先生の紹介で入ってくる場合があるんですね。そうすると全然形態が違ってきますし、そういう人を、例えば大学の勝手でもうこの授業なくなりますから先生やめてくださいと言った場合、業務委託のときはやめていただきやすいんですよ。ところが個人的に入ってこられている先生はそのまた裏に労働組合があるので、特に外国人教師なんかでもそうなんですけど、その方々はその労働組合のあれで言ってこられて非常に圧力がかかってくると、そういうのがあります。

○（委員） やっぱり市でも、例えば体育館とかの窓口業務で、例えば夜間とか祭日なんかは多分業務委託じゃないですか。で、利用者から言えば、松原だけじゃなく他市でもそういうところあるんですけどね。利用者から言うたら開けてくれていてくれはっても余り意味ないのよ。わかりませんと。また次、職員さんに会ったときに言うてくださいとか見つけてくださいとか、余り意味がないんですね。

○（事務局） その判断が……

○（委員） その判断ができへんわけ。その人ら、あくまで（発言する者あり）そうあかんのですよ。（「そうですよ」と呼ぶ者あり）だからね、私らはできるだけそのてきばきとやってほしいけど、いてはるだけ、それはもう仕方ないんやけどね。そういうやっぱり不便さ言うか、何のための配置をしているんか、よくそれありますね。

○（事務局） どこまで細かく今言うように、仕様書を書くんか、それともだれかそういう責任者を置いて、その責任者の上である一定の判断をやってもらうのか、そこがどこまで行けるんかって、ちょっとそこが難しいと思うんです。その人自体にもよるとは思うんですけどもね。

○（委員） 私、そういった質問をしているのは、要は指定管理か直営かって先ほどの理論でしたので、業務委託という考え方は残されてないのかなと思ったんですよ。急にそういった直営化、例えば、もし今後そういった財政の話があって指定管理にいきなりふってもよいのか。

○（事務局） 選択肢としては今おっしゃったように業務委託というのも、一つは直営の形態を残しながらこれを、いわゆる業務を委託するという形の中で、羽曳野市さんもやってこられたんですね。そういうふうなモデルも確かにありますよ。中枢部分というのはやはり直営でやりますよ。

で、手伝っていただくというか、業務委託で窓口業務だけ、簡単な窓口業務だけをやるというふうな手法であればそういう一部の業務委託。

○(委員長) ただ、その場合、非常に利用者の観点から、利用者から見ると、みんな市の職員とかに見えちゃうんですね。業務委託してでもね。だから、それをはっきりきちんとさせておかないとね。

(「権限をね」「決定権とかね」と呼ぶ者あり)

○(事務局) 確かに、うちでも今その嘱託であるとか正職であるとかアルバイトとか再任用とかいろいろの職員の形があるんですけども、来られる市民の方は、この人が正職なのか嘱託なのか(「そんな関係ないですからね」と呼ぶ者あり)

ここに携わる人というのはやっぱり同じことなので、そのあたりはきっちりした住民サービスをしていかないといけないというのが図書館行政を行う上でも一番大切なところかなとは思えます。

○(委員) 1個教えてほしいんですけど、さっき市場化テストのときに民間と役所という市と両方で、言うたら公開入札的な話が出たんですけど、この真ん中に、ただ市の外郭団体みたいなところも業務によってある場合はあるでしょう。ただ、松原市でそういうその文化行政の外郭団体みたいな図書館の受け皿になるようなところは、今現在はない。

○(事務局) 受け皿になるのかどうかは別として、例えばその文化会館ですね、指定管理で文化情報振興事業団、そこの指定管理者がそういう形に近いのかなって。

○(委員) だから、市か民かじゃなしに、そういうその外郭団体的なところでいったん管理運営しましょうと。そこが今後、例えば民間とは公開で勝てるような体力になるまで育てましょうとかいうのもありかなって思うんですけどね。

そういう面で言うと、松原市さんでも、それなりの外部団体何ぽかありませんか。例えば……

○(委員) 何個というより、それは事業団ね、文化事業団。あれは一応何て言うの、本来いろいろ入札制度、いろんなことを入札していいその条件のところやけど、今の、これあったこと言うていいのかわからんけど、財団がやっぱりもう独占的な形で競争原理が働いてない、と僕は思っているんです、本当に。だから、その文化、行政にしたって、財団だけが文化会館の事業だとかいろいろんなその市の文化、だからそれが市が一応またそちらへ委託するという形、これまであるんですけどね。今後やっぱりいろいろ考えていかな、これは絶対あかんです、今の場合やったら。1つだけやもん。

だからやっぱりどうしても、で、その人はやっぱり団体職員さんになるわけですね。準公務員という団体職員さんですね。

○(事務局) 一般的に言われている団体職員、はい。

○(委員) 団体職員さんですね。だから、やっぱりいろいろな競争を今後はやっぱり絶対やっけないと。

○(委員) だから、そこら辺が体力がつくまで育てるのもよし、要は大阪市なんかは切り捨ててる外郭団体ありますやんか、締めにかかっている団体さん。と別に今言うように、その中間的な外郭団体として民間に勝てるように育てましょうというたら、図書館なんか、もうそこで、例えば請け負えるよ

うな体力をつけていってもええちゃうかなと思ってね。

- (事務局) 文化情報振興事業団が一応指定管理者制度ということで、今、文化会館等やってます。で、もう2回目なんです、指定管理者制度というのは。で、2回目が去年、おとしでしたか、また更新というか、新たなということで募集したときには、民間に向けての一般公募はしたんです。で、説明会なんかもしたんですけれども、やっぱりその松原の今の文化会館がやっぱり地域に根づいたりするとか、そういうところもあったのか、実際応募がなかったんです、民間さんは。説明会には来られたんですが(「聞いてます」と呼ぶ者あり)あの規模ではしんどいかいろんな理由のもとでなかったということもあって、引き続き……
- (委員) 今が悪い言うてるのと違うんよ。
- (事務局) で、おっしゃるとおり、やっぱりそういうことをしながら育てていくというスタンスではやっています。
- (委員) どうしてもやっぱりマンネリになっていくからね、どうしてもね。やっぱりいろんな刺激がね、やっぱりあるということが絶対なんでも必要なん。
- (委員) 一つは貸し館をやっているんで、そのあたりのイベントが打てる規模なのか、それと施設の設備がどのぐらい揃っておるんかというところで、なかなかこう民間が入らなかったのかなというふうにも思ったんですけど。
- (委員) 文化会館なんかはキャパが少ないから、だからなかなか人を呼ぶのが大変ということがあるんで、だから今は、今ぐらいの規模、ああいう形が一番松原にはふさわしいということになっているんですけどね。
- (委員) 次の段階で言うたら図書館が老朽化する、文化会館が老朽化したときには二個一ですから今言う片一方は外郭で片一方は直営で今回、どっかでそういう戻せないかん時期来るもんね。
- (委員長) それはそうですね。
- (委員) 絶対ね、これからね、やっていかれへんからね。
- (委員) だから、一体化するほうが採算のハードルが下がるんやったら、外郭団体であってもそこが一緒に運営して盛り上げていくほうがベターかもわからないし、いっそのこと、今言う外部で、両方とも下手したら受け手がないので、運営を、例えば入札していいのがあれば採用しましょうかいうのも一つの判断だと思えるし、多分ある時期きたらそういう文化行政の外郭団体の会話も載せていかなあかんと思う。図書館業務だけじゃなしにそれ以外のそういう文化業務で外注ではる、もしくは直で行く、外郭で行くという選択肢をもう一個ふやして会話に載せていいちゃうかなみたいなね。
- (委員長) 松原は松原でまたそういう事情がありますんでということでもあるんでしょうけど。
- (委員) いう話は、ほかのフロアの話に手を突っ込めたらあれやけど、同じ5階の中の、言えば管理施設、うちの話で言えば、あそこもここも一緒にのほうがええかいう話やねんから、今言う、せめて文化会館と文化会館の運営と図書館と図書館の運営がどっかでそういうので一緒に乗れる段階と外郭でできるかいうのを含めて、会議には1回かけとかんと、民間か市の直営から言えりゃ、判断の選

択肢少ないと思うんね。

- （委員） ちなみにちょっと所管は文化会館は別の所管にちょっとなっていますけど、言うてはる意味は一理あるんかなと。

それから、将来的には今の僕らの内部の話の中では、せめて生涯学習を所管する公民館、体育館、図書館、いろんなエリアがあるわけですよ。社会教育のエリアですから、それをどんな形でできるんやと、それは今までみたいに図書館は図書館だけというのはちょっと難しいねという話があるんですけどね。

- （委員） 多分そういうことやろうね。

- （委員） ですね。だから公民館も絡めて、御存じのように、もう行って見ていただいて、1階が図書館で2階が公民館とかいう話もございまして、ただ、僕の極論ですけども、例えば、上の公民館をとってしもうて全部図書館にすると。そして、逆に言えば図書館をとってしもうて公民館にすると、使い勝手もええやろうというような発想も、エリアが異なればちょっとなかなか難しいですけども、同じ部の中であればいろいろ考えられると思うんです。意思の疎通も図れますんで。

- （委員） 今の建物の話で二、三日前に橋下市長、大阪市長が何やったかな、中之島の図書館ね、府立の中之島図書館を図書館にするなど、いやいや普通の、いや図書館、まあんな感じの景観の歴史的なあれであそこは国の重要文化財なんですよ、明治のね。それで、隣の中央公民館と一緒にそういう歴史エリアにして本は府立の中央図書館とか大阪、もう本を読みたいやつはそこへ行けど、その建物は、建物は美術館にせえと、それを今府市統合の、そういうことでこれから議論をしていくと、いや困った話をするな。

僕らから言うたらね、やっぱりあの建物があつての図書館。

- （委員長） 大阪、美術館ないですからね。どっかに何か探して。

- （委員） ないけどそれを。図書館やめて、本を、蔵書をみんなもう、みんな出せ言うて。

- （委員長） あの雰囲気の中で本を読んだりね。

- （委員） あの雰囲気がやっぱり。その目的で明治のときに。だから、あれは大阪府立、今中之島、大阪府立中之島図書館ですが、今見ていただいたら、あそこのプレートは大阪府立でも大阪図書館、大阪にある全部の人のために、全く府立でも何でもありませんよ。そういうことでみんながあそこを利用して本に親しんでいただき、その建物に親しんでいただき、歴史的な観点から見てもらいよるのに。何か発想が、本だけだとはか本行ったらいいやろうと。松原はそういうことがないように。それを言いたかったんですよ。

- （委員長） 市民の力も借りながらね。ボランティアの力も借りながらというか。

- （委員長） いろいろと御意見、貴重な御意見いただきましたけど、この件につきましてはこれから、まだまだこれからの松原の市民図書館どうしていくのかという議論の中でも重ねて、引き続き検討していかないといけないことだと思っております。

まずはこの運営管理について行くあたりまでにさせていただきます、きょうが本年度の最後の検討委員会、8回目ということで、ということになりますので、1年間のまとめをざっと行ってまいり

たいと思っています。

で、その資料を事務局のほうで用意していただいておりますので、そちらのほう、御説明のほうよろしく願いいたします。

○（事務局） お手元に、先ほど資料3ということでお渡ししました裏刷りのA4の分を見ていただけるようにお願いします。

この検討委員会、去年の6月の1日に教育長のほうから「松原市図書館適正配置等について」ということで委嘱をさせていただきました。そのときに、松原市民図書館というか、市民図書館の成り立ちから今現状としてどんな問題があるのかということの中で、施設の老朽化とかバリアフリーとか情報化社会を迎えるに当たってどういうことが望まれるのか、うちの市の財政状況も含めて御説明をさせていただいて、それでそういうことを実際に見ていただくということで、7月の8日並びに7月の15日、暑い中、各分館も含めて8館の視察を行うというところでございます。

その中で、やはり開架スペースが狭いんじゃないかなというふうな御意見をいただいて、また来館者調査というふうなことをされておられますかというようなこともお聞きしました。それを受けて10月の21日に、書いておりますように、第4回目を開いたときから議論を重ねてきたということになろうかなと思うんですけども。

前回、昨年、一昨年度ですね、図書館評議会からいただいております答申もお話をさせてもらいながら、ひとつ調査って言うんですか、見学をしているときの問題も振り返っていただいて、当然来館者数をさせていただいたということを報告をさせていただいて、実際貸出冊数というか貸出人数の2倍以上の利用者がいるというふうな形の御報告もさせてもらい、また大阪府下のほかの図書館との統計上の調査も比較という形の中でさせていただいたのかなと思っております。

で、あと松原市の財政状況と言いますか、図書館運営にかかる経費についても年々縮小傾向にはありますけれども、その中で住民サービスを低下させないように努力をさせていただいているというふうなお話をさせていただいています。

それで、11月4日に第5回目の検討委員会を開催させてもらった中では、市民アンケート、図書館を市民がどのような理解、どのような要望を持っておられるのかということをやっと簡単に全員アンケートいうところの中で説明をさせていただく。

当然、アンケートですから、中高年の男女の回答率という中での判断ではありますけど、ある一定図書館サービスということについては満足度を持っていただいて、ただ予約とかこの資料数については若干欲しいというふうにご意見をいただいているのかなというふうなことをお話をさせていただいています。

それと、あと図書館の事業の費用と効果についてですが、これサービス指数ということを示しながら、実際は貸出冊数と平均単価ということをお話をさせてもらいながら、それでも余りそういうふうな図書館費にお金をかけていると割高になってしまうと。

だから、そのような状況の中で比較をすると、割とそういうふうな貸出冊数が伸びているところというのは、当然お金も資料費もかかっているんですけども、サービス指数ということにおいては松

原市はちょっとまだちょっと低い目になってしまうという。それは原因は何やという話の中で、やはり貸出冊数が伸びていないというところの問題でも指摘をいただきます。

それと、先進都市のパンフレットだけではありますけれども、実情を説明させていただいて、今新しい図書館、市民に望まれておられるような形の図書館がどういう図書館ができ上がってきているのかなというお話を、和泉さんの、和泉図書館並びに和泉のシティプラザ図書館、それと大阪府下では、松原市によく似て6館というふうに、分館を非常に多く持っておられる箕面市さんの事例も上げさせていただいて、分館の特色化、特色化というか、まあ特色を出しながら分館運営をされているというところの事例を御報告をさせていただいたというところでございます。

で、新しいネットワークについて、その具体化はちょっと具体的なお話をさせていただいたというふうに思っております。大体松原市が歩いていける距離ということの中で、半径700メートルのピッチを書きまして図で示させていただいている。それを、例えば、半径1キロにすればどのような状況になるのか、またもし中央館として松原図書館があったとすれば、半径2キロぐらいに円を書いた場合に、今の図書館配置がどうなのかというのを、具体の地図において御説明をさせていただいたというのが、第5回目の検討委員会でありました。

で、12月の16日に第6回目を開催させていただいたときには、今のその8館の利用状況について、例えば、どの地域からどのような人が住む、住んでおられる人が本当に利用しているのか、松原市の歩いていける距離というところの中で、ある一定のデータをもとに分析をしました。その結果、やはり松原図書館というのは中央館的な機能を要すると言えども、やはり全市から来られておられる。で、分館はやはりその地域に根づいた、隣接地域というんですか、そういうところからの利用が多いというような御報告をさせていただいてます。その中で、やはり核となる中央館が必要に、松原市としては今中央館が必要ではないかなというふうな御意見の中で、もし中央館として備えるべきことがあればというふうな充実とか、サービスの充実とか機能とか設備の内容について自由に議論をさせていただいて、いろんな御意見をいただいたということを思っております。

で、その中で、中央館をサービスの的に向上させていった場合に分館はどうあるべきかというふうに、どうなっているんやろうという話の中で、分館についての特色化について御意見をいただくというところでございます。

で、ここには載せておりませんが、現実その16日の、第6回目の検討委員会の中で、当然やれるものはすぐやったらどうやというふうな御意見をいただいたので、今現在、非常に閲覧スペースが狭いというところの中で書架を整理して、少しでもちょっと閲覧スペースを広げないことができないかというふうな努力を現場サイドでは今しております。

だから、いろんな各分館にあります資料を整理して、いったんそういう棚をはぶけないかというふうな話の御意見をいただいた中で、すぐできることはすぐにやるというふうな動きを、準備をとっております。それはまずここで御報告をさせていただきます。

で、返却ポストにつきましてもいろんな御意見をいただいたので、これにつきましてはいろいろと施設の問題等がございますので、逐次検討をしていくというところでございます。

で、年が明けまして、24年の1月の24日に、第7回の検討委員会の中で、松原市がこう8館を整備していく中で、だれでもどこでもというようなキャッチフレーズというんですか、テーマを決めて整備をしてきましたので、その新たなテーマについて絞り込んでいきやすいんじゃないかというふうな委員の御指摘がありましたので、そういうような議論、これは総合計画、第4次総合計画の中にある智の拠点づくりというところの中でいろんな御意見をいただいたというふうに思っております。

それと、中央館的な今度は機能ですね、機能と設備について具体的に松原の図書館としてどういうものが望まれておるかという話の中で、やはりバリアフリーというところの中で、ストレッチャー式のエレベーターとかそういうような、いわゆる不測というんですか、緊急事態に対応できるようなものも当然必要ではないのかな、また、市民サービスというより居心地のいい施設というところでやはりトイレの充実とかいうのが今の公共施設のあり方として広く一般的に進められておるといふような御意見をいただいたのかなと思っております。

で、本日第8回目の検討委員会、本年度につきましては、これで最終ということになります。その8回目につきましては、やはりその運営管理という形の中で、指定管理も御意見いただいたように、直営、指定管理、委託と、で市場化テストというふうなこの4項目について各議論をしていただいたというところかなと思っております。

このあたりが今ざっと私のほうから御説明をさせていただいた内容でございます。で、また本年度、議事録ができましたら各委員の皆様に早急にお手元にほうに届くようにさせていただきますので、一応、平成23年度に行いました8回の検討委員会の内容を、届きましたらもう一度一読していただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- (委員長) はい、ありがとうございます。8回もやってきたんですね。8回もしてきたとすれば、本当に図書館の適正配置なりそれからサービスのこれからの充実ということで、皆様、委員の皆様にはいろんな貴重な御意見、あるいは提案をいただきましてありがとうございます。それから事務局、あるいは図書館の職員の方には毎回資料を作成していただきましてありがとうございます。御協力ありがとうございます。

また、前回の委員会でも次年度引き続きこの検討委員会を継続審議していったということになりましたし、委員の方にも御依頼したところでございますけれども、松原の図書館が本当に、先ほども言いましたけど、市民に愛され、それから市民に利用していただき、それから松原の市民の人が郷土を愛するような、そういう歴史とか文化とかその辺にも造詣が深くなり、そして愛するような、そういう図書館づくり、智のまさに拠点づくりの一つの役割を担っていくような図書館になるために今後もさらに委員の皆様積極的な御意見をよろしくたまわりたいと思います。

本当に進行がまずかったと思いますけれども、いろいろと進行への御協力ありがとうございました。何か事務局のほうから。

- (事務局) 委員長のほうからおっしゃっていただきましたように、もうこれで本検討委員会というのはこれがもう最後になります。ただ、新年度当初につきましては、人事異動等も予定されておしま

すので、予定といたしましては5月中に開催できれば第9回目を開催できればなというふうに事務局としては思っております。もしその都度また日程等の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○（委員長） 各委員のほうから何かまた資料等、そういう依頼がありましたら事務局のほうによろしくお願いたします。

私思うのに、これ分厚いんですけども、全部読む必要はないと思うんです。ただ、ちょこちょこところ参考程度に見ていただくのにはおもしろいかなと思うんです、これと、それからこっちの表のところにかかわるところでしたらこっちの文科省のほう。（「抜粋してでも」と呼ぶ者あり）抜粋してでもよろしいと思うので、ちょっと5月ごろぐらいまで時間がありますので、委員の皆さんにお目とおしをしていただいいておくというような。

両面で刷っていただいたほうが良いと思います。

○（事務局） そうですね、わかりました。

○（事務局） マッセの分とそれからあれですね、文科省の三菱総研の資料が、そうですね。

○（委員長） これ資料なんかは出ておりますので。

○（事務局） 委員長いただきましたように、今の調べていただいたように、ちょっとうちでももし準備できるんであれば早急に準備いたしまして、先ほど申し上げたように、一読していただく期間というのが次の5月までには多分あろうかと思っておりますので。

○（委員長） よろしくお願いたします。

○（事務局） わかりました。準備させていただきます。

○（委員長） 本日の委員会はこれで終了させていただきます。

議事録署名委員 _____ 印